

第1回石川県防災・減災推進条例検討委員会 議事録

日時：令和8年6月17日（水）13：30～14：45

場所：県庁11階 1109会議室

【開会】

【知事挨拶】

地震と大雨の被災をし、石川県はもちろん、多くの関係者の皆さんが様々な取り組みをなされています。県としても、早い段階からできることを精一杯やってまいりました。

その中でいろんな知見が積み重なって、反省もいくつかありましたが、それらを踏まえながらできることをまずやっていこうという中で取り組んでできているところで、現在進行形で様々な取り組みを行っているところでもあります。

そういう知見を積み重ねてきたものを、今の我々だけではなくて、我々の後輩、さらに多くの方たちにもその知見を共有して、万が一のことがあったときには、そういう知見を共有して取り組むことが少しでも早い復興にも繋がってくると思っています。

「自助、共助、公助」という言葉もありますけれども、そういうことも意識をしながら条例の制定に向けて取り組んでいきたいと思っています。

それぞれのお立場から様々なご意見をいただきながら、一緒に条例を作り、意義のあるものにしたいと思っています。ぜひ皆様方の忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員紹介】

【資料説明】

事務局から資料に沿って説明

【意見交換】

○委員

石川県は災害支援 NPO などの団体との連携が不足していたと思っており、他の災害現場へ行くと、様々な団体が入って活動をしているため、石川県においても、これらの団体と速やかな連携ができるような工夫をしていってほしいと思っています。

○事務局

委員がおっしゃった NPO との連携不足に端を発し、先般3月末に、中間支援組織としてのプラットフォームを設立しました。検証委員会での指摘や現場の方の声もありましたが、日頃から NPO などの団体と接点がなく、能登半島地震ではスムーズな受け入れができなかった点については反省すべきところです。そうしたこともあり、プラットフォームを設立し、機能強化をしたわけではありますが、条例の中においても、NPO やボランティア団体などと日頃から関係を構築して、有事の際に協働するという下地を作ることは必要であると思っています。

○委員

各町内会で訓練を実施しており、担当者を決めてやっていますが、災害時に必ずしもその人が対応できるとは限らないため、誰でもできるような体制を作ることが大事であると思っています。

○事務局

能登半島地震を受け、防災士 12,000 人を確保することを目標としていましたが、今年の 3 月に前倒しで達成いたしました。

一方で、防災士の活動を束ねる組織として、県の防災士会や各市町の防災士会もありますが、能登半島地震のときには防災士の人を束ねる、そういう機能がそんなに強くなかったということもあり、組織としての活動が見えないというのが現状でございます。

まず条例にどう書くかという前に、ちょうど今週から、全ての防災士の方に対して、防災士の方の活動について、アンケートをやっていますので、それを早急に取りまとめ、県としての方向性をお示した上で、この条例の中に、防災士の方の組織的な活動をどう担保していくかっていうことの方向性について書き込めればと思っています。

○委員

防災士は市町で育成されているところが多いが、全ての市町に防災士会があるわけではなく、私たちも働きかけをしており、今年、珠洲市で何とか防災士会ができないかと考えています。

最近では輪島市で防災士会ができたというところで、あとはできていないところをお手伝いをさせていただいて、石川県内全域を、この石川県防災士会が賄えるようにしていきたいと思っています。

現在は、各市町と連絡を取りながら、県とは別にスキルアップ研修を実施し、防災士の育成に取り組んでおり、防災士のフォローアップという形で進めているので、今後はそちらの方も強化しながら、県と連絡を取りながら、こういうふうなやり方はどうだろうかというふうに相談して進めたいと思います。

まだまだ名前だけの防災士の方がいるので、そこを何とか底上げしていけるようにしていきたいと考えております。

○委員

町会あるいは自治会の役割等について意見を述べさせていただければと思います。

この条例というのは理念条例ということで、役割として、県あるいは地域事業者、県民も含めて、それぞれの主体がどのように関わっていくのか、役割をどう持つのかというところを明確に整理することが最も重要であると考えております。

その中で、町会や自治会は防災に関しては専門の機関ではないが、地域の防災を考える中で、重要な役割を担っているというふうに思っています。

特に平時において、個別の防災計画、地区防災計画などの策定にも関わり、防災訓練の実施、防災知識の普及、あるいは要配慮者の見守りなど、地域住民同士の顔の見える関係作り、地域コミュニティだからこそのできる取り組みがございます。

平時のこうした取り組みに関して、防災減災に対しては町会自治会が主体的な役割

を担うというふうに考えております。

ただ一方で、大規模な災害発生時には、避難所運営、あるいは要配慮者の支援などというのは、地域だけで全てが賄えるわけでは当然なく、町会の役員自身が被災してしまうことも十分に考えられ、また近年では、アパートとかマンション、あるいは学生主体で、そもそも自治会の加入が進んでいない、未加入世帯が増えている、また、役員の高齢化など、そもそも地域の担い手の不足という現実の課題もございます。

そのため、発生した災害の応急対策などについては、行政や防災士、消防団、社会福祉協議会などの多様な主体との連携がとても重要になってくると考えております。

自治会町会や自治会は災害対応の主体的な位置づけを担うことは難しいと思っておりますので、地域の中で、各種多様な団体との連携の要、そうした役割ができるのではと思っております。

またもう一点、共助の重要性については十分に理解をしていますが、共助というのは人と人との繋がりであるので、その担い手である地域のコミュニティが弱体化していれば十分な機能が果たせないと考えております。

条例において共助を単に求めるだけではなく、共助の担い手である地域のコミュニティをどう支えていくのかということも視点に置いていただければと思っております。

防災力の向上と、地域コミュニティの地域力の向上というのは分けて考えられないので、条例が平時における主体的な防災減災の取り組みと、発災後に多様な主体との連携をどうとっていくか、両方を明確にするということに加え、地域の事情に即した地域を支える仕組みにも配慮した実効性の高い理念条例になることを期待して、意見をさせていただきます。

○事務局

行政の立場からすると、全てを行政に求められても、行政も被災をする、現に能登半島地震ときも、例えば珠洲市を例示すると、1月1日に珠洲市役所に登庁できた方は、20人足らずでございました。その他の人は、ご自分も被災され、あるいは市役所までたどり着けなかったので避難所でお世話をしたというふうにお聞きをしております。

そういった中で、我々行政の思いとすれば、避難所の初動は行政も頑張るが、地域の皆さんの力が不可欠だということが本音でございます。

一方で、今、委員がお話されたように、地域はコミュニティの希薄化を始めとしたいろんな課題を抱えており、地域も地域で事情があるということも痛いほどわかることでございます。

もう一つは、平時と有事で求める役割が違うというのもおっしゃる通りでありますので、条例の中では、まず、場面ごとにそれぞれに求める、あるいは行動しなければならないことはあるので事細かには書けませんが、それぞれの主体がどのようなことをやるべきなのかという理念を書かせていただければと思います。

コミュニティが弱体化している部分は、各市町にアンケートをもう既に数回させていただきましたが、これからも条例ができるまで各市町とはコミュニケーションを密にして、条例化していきたいと思っておりますので、コミュニティの維持強化策についても、条例にうたわなくても、施策として担保できるかどうかを確認しながら作業

を進めていきたいと思います。

○委員

能登半島地震において、女性の皆さんは冷静に取り組んでくださったということを伺ってきました。いろんな防犯の面もありますが、トイレの配置や授乳スペースなど、女性の視点で冷静に取り組んでいただいたなというふうに思っております。

また、これからも防災士のご指導もいただきながら、私達婦人会も防災減災に取り組んでいきたいと思っております。

○事務局

避難所の環境の関係でやはり我々の記憶にあるのは、30年も前ではありますが、阪神淡路のときの体育館に雑魚寝、床にそのまま毛布の上で避難者の方が生活をしておられる姿が非常に印象に残っております。

30年経ち、今回の能登半島地震の発災当初は、若干それに近い風景も見られたが、時間が経つに連れ、仕切りやダンボールのベッドが出てきたりし、避難所の環境も改善されてきたと思っております。

一方で、今お話のあったトイレの問題であったり、授乳の問題であったり、着替えの問題、いわゆる性に関する配慮、そういった避難所環境について、条例の中でもどこまで書き込めるか、今後の方向性として、配慮ができればと思っております。

○委員

危機管理部長が言われた通り、行政だけで対応するということは困難であり、それをどうしていくかを考えなければなりません。県民の役割として、自分事として防災対策をとということが書いてありますが、自分事として防災対策を考えていかなければならないということをつくづく感じます。

中能登町には44地区あり、5月に地区を7ブロックに分けて、タイムライン防災を行いました。タイムライン防災とは、いつ誰が何をするかという時間、時系列で例えば3日前、2日前、24時間前、そして3時間前というような、そういう時系列で誰が何をするという役割を分担して作っていくことであります。

タイムライン防災というのは、全国にまだ57しかなく、石川県では中能登町が初めて昨年から入り、他の自治体にも行って、いろんな事例を聞いてやっています。

そういう中で皆さんが経験してきたことを、主に自然災害で、これから線状降水帯や台風が来た中で、家族がどうするかということを常々考えていかないと、私は駄目だと思います。

それには当然、地区の人の協力が必要なので、先月、各地区の防災士や区長などとワークショップを行いました。ワークショップをやると、地区の皆さんには、災害を本当に自分事として考えていただく機会となります。

自衛隊や警察関係、電力会社も含め、地域の皆さんなどと、1年に1度でもやっていかなければならないと感じているので、他の市町でもぜひやっていただきたいと思っています。

○事務局

条例で何を書こうが、我々がどういう印刷物を作ろうが、実際に住民の皆さんが、

例えば能登半島地震あるいは奥能登豪雨、ああいった有事の際に、ご自分の行動に具体的に反映できなければ意味がないことだと思っており、そういった意味では、町長がおっしゃった訓練というのは、まさに大事なことだと思います。

近年は、訓練を行うことが目的になってしまって、訓練をやったら、全部終わったみたいな感じがありますが、あくまでも訓練というのは、気づきのきっかけであり、有事の際に自分が理解をして動くことができるかどうかというのが訓練の目的でございますので、訓練の重要性は、条例の中でも何かしら書かせていただき、その訓練にできるだけ多くの主体の皆さんが参加できる、そうした環境を整えるのが、我々行政の務めじゃないのかなとも思っております。

○委員

自分事というところですが、いわゆる自分の環境、周りの環境がどういう環境なのかによって、準備も訓練も変わってくると思います。

それぞれの地域の中で、例えば土砂災害が起きるエリアなのか、浸水するエリアなのか、はたまた、地震のときはどうなのかというのは様々な条件があるが、自分のエリアがどういうエリアなのか、地区防災計画あるいは地域の状況を想定した計画を作る段階、また、それを地域の住民が理解して、それぞれ個別の訓練をする事で自分事になってくるのかなと思います。中には避難所に行かなくてもいいエリアもあると思いますし、地震の際に避難所に行く、それが適切ではないケースもあると思います。

そうしたときには、どういう準備が必要なのか、自分はどういう状況になるのか、まずは、地域の環境を知るということを何らかの形で示していただければと思います。

○事務局

これは金沢市の例で申し上げれば、おそらくハザードマップではないかと思います。金沢市をはじめとして、各市町では災害の種類ごとにハザードマップを作っております。土砂災害であったり、浸水洪水であったり、そういったものをきちっと把握していただいて、自分事としての行動規範を防災計画の中に織り込んでいくというのは非常に大事なことであり、こうした意見があったことを各市町にご披露させていただき、今一度ご自分の市町の取り組みを確認していただくように、私の方からお願いをしたいと思います。

○委員

私は県民1人1人の災害に対する準備という部分で、「自助って何？」と、よく講演に行くと言われます。どんなことが自助ですかと、まずそこからかなというふうに思っています。

ただ、自助・共助・公助と言われていますが、実際は公助が一番にきていることを皆さん全然気づいていないと思います。

今ほど話が合ったハザードマップ、これは公助です。その公助を利用して自分の自助を考える訓練というか、そういったことを導くことがすごく大事ではないかなというふうに思っています。

とにかく、地域の人でないと地域のことはわからないので、大きな単位ではなく小さな単位で、自分たちができる役割を考えてもらうということはとても大事なことで

はないかと思います。

今回、能登半島地震のときに気になったことがあるんですけども、防災士、特に金沢市内の防災士の方ですけども、地域の防災士の方に「一緒に支援に行きませんか」と声掛けをしたんですが、大体の地域、校下で、「私達は地域で防災士にさせていただいたので、地域の方がOKを出してくださらないと行けません」という残念な返事をたくさんいただいたんですよ。やっぱり防災士としてちょっと活動はしづらいような環境があるのではないかと思います。

また、私も石川県の防災士会に入らせていただいているんですけども、やはりこういった団体に入らないとなかなか自分のスキルが上がらないと思います。そのため、そういったところをうまく繋げていただけるようなことがあれば、地域が強くなれば市町が強くなり、市町が強くなれば県が強くなるという、そんな相乗効果を狙っていたらどうかというふうに思います。

○事務局

これもまた目的と手段の話になりますけれども、最近、防災士の試験の会場に行きますと、若い方が非常に多くいらっしゃいます。非常にその風景は頼もしいものがあるんですけども、実際のところはと言いますと、どうも大学であったり、あるいは地域であったり、今後のキャリア活動の中で、履歴書なりエントリーシートの中で防災士という1行を書けるというふうなこともあって、若い人がこの防災士の資格を取得するというふうな側面があるというふうにお聞きをしております。

できれば、せっかくの機会に防災士の資格を取得されて、それで終わりではなくて、今ご指摘があったように、具体の行動にどう繋げていけるかというのも、我々に課せられた課題ではないのかなと思っておりまして、先ほど実態調査、アンケートを行っているというお話をさせていただきましたけれども、これもアンケートでおしまいではございませんので、このアンケートが防災士さんの実動にどう繋がっていくかというのが目的でございますので、そういったところの中に、今のご指摘も踏まえて、有効な手段がないのか、あるとすればどうなのかということは少し突っ込んで、議論をさせていただきたいと思っておりますし、その際にまたご意見をお聞かせいただければと思っております。

○委員

今条例を作るにあたって、県は県としての立場で条例を作るとは思いますが、それに伴って、市町が別の条例をつくるというか、今ほどお話があった、各市町のそれに沿った条例を作っていないと、県の条例に全部入れていくとなると、分別がない内容になる可能性があるんで、その辺は県の方から市の方へ話がいくんじゃないかなと思って話を聞いていたんですが、実際はどうなるのかなと思います。

○事務局

まず、先ほど言いましたけど、できるだけ県内の市町の意向は、住民の皆さんに直接接していращやるのは基礎自治体である各市町の皆さんでございますので、十二分に意向は確認もいたしますし、あらかじめ少しお話をさせていただいたときに、よくよく話を聞いて欲しいという要望も、それぞれの市町から賜っています。

できるだけ現実に即したものになるようにやっていきたいと思っておりますが、県

の条例を受けて、各市町で条例をお作りになるか、あるいはそれぞれの毎年の予算で反映をしてですね、条例はないけれども、さっき町長がおっしゃったようなタイムライン訓練みたいなものを独自でおやりになるとか、そういった施策で、それぞれ毎年毎年の事業で、条例の中身を肉付けしていかれるか、それは各市町のご判断だと思っております、県が条例を作りましたので、各市町も条例を作ってくださいとお願いするところまでは今は考えておりませんけれども、それに沿って何らかの具体的な行動を起こしていただければと、そこは期待しておりますけれども、今はそういう思いでございます。

○委員

公助の方の立場としての意見ですが、自治体自身の被災や道路の寸断などで、「公助」の大幅な遅れの発生ということで書いてあるんですけど、多分道路の寸断等がなくても、災害の規模によっては、地域の消防力だけではカバーできないところが私らのところではあったと思っております。

私はその当時、発災時に通信指令室に入りましたが、バンバン 119 番になるという状況でした。もしも軽症ならば「自分の車で行けませんか」とか、閉じ込められている方に「誰か助けていただける方はいませんか」ということで、大半じゃないんですけど、お断りというか、自分たちで何とか対応していただいたところもあります。

だから、発災時はすぐ全国から緊急援助隊が来るんですが、来るまでの間で、災害の規模によっては、地元の消防力で対応できないところがあるので、特に自主防災組織とか、地元の防災士の方にぜひ必要な力を貸していただけるよう盛り込んでいただきたいのと、あと今回の能登半島地震は、私らは 2 週間ぐらいしてやっと奥能登から順番で金沢の方に行ったりすることができたんですけど、ただ、交通規制がかかっていまして、入ってくるときに、地元の方は入れるんですけど、県外の防災士の方とか、自主防災組織の方は交通規制で入れないってところもありますので、先ほど申した通り、特に地元の防災士の組織とか、自主防災組織の方のしっかりとした力を貸していただきたいっていうのをこの基本的なところで盛り込んでいただきたいということで、私は公助の方からのお願いということで、意見をさせていただきました。

○事務局

やはりあのときはですね、道路が寸断されていて、支援者あるいはいろんな物を運ぶ、そういったものの通行を確保するために、大規模な交通規制をせざるを得なかったと記憶しております。

一方で、臨場感のあるご発言もございましたけれども、広域の緊急消防援助隊も、1 日には多分間に合っていないと思います。2 日以降で、そこが入るまでの間の指令本部の対応も、非常に厳しいものがあつたんだろうと推察をいたします。

そういった中で、やはり地域で地域を守っていくっていうことは非常に大事なことでと思いますし、そういう意味においても、地域におられる皆さんが共助で助け合って、急場をしのいでいくっていうことは非常に重要な点だと思っております。どういう書き方になるかはあれですけども、そういうことはやはりしっかりと、地域で地域を守る部分っていうのは、何らかの形で条例化していかなくちゃいけないなという必要性は感じておりますので、そこはまたご相談をさせていただければと思います。

○委員

皆さんのいろんなお話を聞くと、防災士の団体として、もうちょっと防災士の皆さんを何とか方向づけることができないかなということを感じながらいるのですが、まず先ほどおっしゃっていたように、地区防災計画がまだまだとりあえず出されているというところがあるので、それこそ小さい地域からしっかりと自分ごとになるようにというような形をしっかりと作っていくというところを、まず一番最初に地域の中ではしていかなきゃいけないなというところを感じています。

この条例の中に、確かに市町で取られている防災士さんたちは、市町のことをしなければいけないから外には行けないっていうふうにおっしゃっている防災士さんもいるので、そこら辺をもうちょっと柔軟に行けるようにしていかなきゃいけないなというところと、私達は自分の地元だけではなくて困っている防災士さんの地域のところに行って助けに行くという形で石川県防災士会は最初動き始めました。

そのときに私が珠洲を選んだのは一番奥だったので、なかなか皆さんが行ってこないところに今回は石川県防災士会が入ろうと思って入ることにしたんですけど、その時にもやっぱり実は交通規制がありました。そのときにちょっと困ったので、珠洲市の方をお願いして通行手形ではないけども、許可書をいただいて、石川県防災士会はっていうふうに形を作らせてもらって、それを見せることによって入っていくことができるというふうにできているので、確かに支援に行きたいんだけど行けないっていう現状も確かにありました。そこを本当は県の方をお願いすればよかったんですけど、県の方が混乱していることがもう目に見えていたので、今回は私達が入って行けるところの町もそうですし、私達は奥能登の方っていうところで支援に入るっていうところで、能登町と珠洲市の方に入ることを許可いただいて、そこで証明書をコピーして、スタッフたちに持っていってもらうことで入っていくことができました。

ですので、そういうふうな連携を、災害時には事前にこれがあったら通行できるよというふうなものがあると、早く支援に、県の方に許可をもらわずとも、日頃からできる許可をいただきながら、いろんな各ボランティア団体もあるので、そこに通行手当ではないですけども、通行許可証を事前に配られていれば、有事の際にそれを持って入っていけるっていうふうな形も今後そういうふうにもできていいのかなというふうに感じています。

条例の中には、ぜひ地域の防災士が活動しやすいように、条例の中で防災士にこういうふうにして欲しいということを実際に入れていってもいいのかなと思います。市町によって確かにいろんな差はありますが、せっかく石川県が育成してくれた防災士がたくさんいますので、ぜひぜひ県内でしっかりと活動ができる、または今回の予測されている森本富樫断層のときには、例えばその地域が被災しているなら、地域外の防災士がどんどん中中で避難所運営のお手伝いに入るとか、先ほど言われたように広域援助隊の方たちが入ってくるときに、もちろん外部からも支援もいきますけども、小さいところでは防災士も活動できるというふうに条例を作っていければ、せっかくたくさんの方の防災士1万2000人達成しているというところなので、それをこの条例の中にもしっかりと入れてしていきたいというふうにも感じています。

あともう一つなんですけど、子供たちへの教育というところでも、ぜひぜひあの災害減災についてもしっかりと学校の中でも、今後その子供たちが大人になったときに災害に対してずっと取り組めるようになるような教育体制も、今後またお願いしていきたいと思うところです。

○事務局

防災士の活動の環境につきましては、これは条例になるか、施策になるかあれですけど、しっかり対応したいと思いますし、いわゆる冒頭にご指摘のありました災害NPOやボランティアのネットワーク、これに関連いたしまして元々そういう専門ボランティアとのお付き合いが日頃からなかったっていうところに端を発しておりますので、先ほどご指摘のあった許可証も、おそらくそういう日頃のお付き合いの中で出てくることだと思いますので、これはどちらかという施策の方で対応させていただきたいと思いますし、最後の子供たちの防災教育の件に関しましては、これは一度お預かりをさせていただいて教育委員会とお話をさせていただければと思います。せっかくのお話でございますのでお話をさせていただきたいと思っております。

○委員

今ほど地区防災計画のお話もございました。何とか作ったけれども本当に大丈夫かっていうようなものも含めて、内容は様々だと思っています。

というのは、作ろうにも、その専門の知識を持って、その地区の中のその情報をうまく伝え、整理できる方が必ずしもいるとは限らないですので、精度を上げようとするれば、何らかの支援がやっぱり地域に必要なのだと思います。

それぞれの地域に即した、環境に即した計画を作ろうと思えば、そういった支援のことも併せて何か検討いただければと思います。

○事務局

先ほど来、委員をはじめ、地区防災計画というのは何回か出てきております。

これはやはり自主防災組織の地域で防災を考えていく上でのベースとなるようなものだと思います。

残念ながら、地区防災計画の策定の状況をまだ我々把握しておりませんので、ここは市町の皆さんにもお願いをさせていただいて、実態と課題を早急に各市町に聞かせていただいて、とりまとまった後に、まずは市町の皆さんと現状の認識と方向性を少し議論させていただいて、また次回でも、その地区防災計画の今の策定状況と課題をご披露させていただいた上で、もう一度ご議論をいただければと思いますので、作業に入らせていただきたいと思います。

○委員

住宅の耐震とか感震ブレーカーの話ですが、今までの地震では、こういう問題がいろいろありました。我々の地区も一応、町内では全部やりましょうという話になったんですが、いざこれ全町内がやると、それなりのお金になります。それは今度県なり市が対応できるかなということがあって、今それがどうなるのかなと私も心配はしているんですが、どんなものでしょうか。

もう一つは空き家の関係で、空き家の中でも、電源を全部落としてメーター機もないところと、メーター機はついてるところとかいろいろあるので、この辺もどうにかしないと全体の感震ブレーカーの取り付けができないのかなということで、一番の心配はお金の問題になってくるかと思うので、教えて欲しいなと思います。

○事務局

感震ブレーカーの助成制度はちょうど1年前、昨年7月からスタートさせていただきました。

まず、大きく二つのパターンがありまして、ブレーカーそのものが変わるものと、何か別の装置をつけてブレーカーを落とすものと2種類ありまして、それぞれ値段が、ブレーカーそのものだと6万円ほどかかって、半分の3万円が県の方から出ます。そうじゃない補助をする装置だと、6000円とか1万円かかって、その内3000円が県から補助です。

白山市であれば、さらに県の半分がまた白山市の方から出るっていうふうなことでなっていて、県の方は、委員の町内会が5個でも6個でも10個でもお受けいたしますけれども、白山市はちょっとわかりませんが、県庁はいっぱい用意してございます。

先日ですね、東京の首都直下の計画が見直されました。さんがそこにいらっしゃいますけど、輪島の朝市の火災は電気の火災じゃないかと言われております。今の感震ブレーカーはそういったものに非常に有効でございます。首都直下も電気の火災が起こるんじゃないかと、死者の約6割が火災に起因して起こるんじゃないかと言われておりまして、国の方も設置の目標をほぼ全ての家庭に設置してほしいという上方修正を先般されました。

やはり感震ブレーカーは他人ごとと思うかもしれませんが、火災というのはまさに我が事のことでございますので、積極的に入れていただきたいと思います。

周知がまだ足りていないと県議会の方からと言われておりますけど、しっかりと我々も周知させていただきますので、また委員の方もお声がけをいただければ大変助かります。

確かに空き家がどうしてもそれぞれの集落の地区の中に数件あると思います。ここにつきましては、県庁の中でも空き家の担当部局もございますのでそういったところとも連携いたしまして、空き家対策も含めて、どうすればいいのかっていうことをしっかりとご検討をさせていただきたいと思っておりますし、そこは各市町の皆さん、各消防の皆さんとも連携してやらせていただきたいと思いますので、またよろしくお願いいたします。

○委員

被災した道路の寸断というところですが、この寸断っていうところが私ら能登から来ている人間としては、里山海道が一番大事です。前の能登沖地震の時と全く一緒な事態で道路が寸断されました。また次も、今道路を直しておりますけど、それは本当にインフラ的に、どういう補強材を入れてどういうふうにやっているかっていうことが、私ら半信半疑なんです。3度目なんです、次にこの検証の結果によって、森本・富樫断層も万が一起きた場合は、外環状線とか、その辺に多分、新耐震基準の道路になってないんじゃないかなって思います。

だから、例えばインフラの補強材は、例えばアメリカでは、デュポン社がアラミド繊維という繊維を使いながら、道路の中を補強しています。だからそういうのを、高規格道路じゃなくて、本当に補強された道路をつくれるかどうか。また今の里山海道は、4車線になりますね。予算も今付きました。これから、ただ単に山と山の間に盛り土して作るっていう工法ではなく、補強をしてやらないと、また地震が起きて一

緒のことで崩れてしまっていて、公助的にもいろんな遅れが出てくるっていうことはあるんで、この辺の検証だけはしっかりと、その良い道路っていうか、強靱な道路を作っていただきたいなということで、この辺しっかりと検証していただきたいと思います。

○事務局

道路の構造については申し訳ございませんが専門外でございますが、ただ、町長がおっしゃっていることはごもっともでございますので、そこはまず土木部の方に確認をしたりですね、土木部の方でも、道路では緊急輸送道路であったり、そういった区分を設けて、整備補強、特に橋梁とかですね、しておりますので、そういったところを次回ご披露できるように、場合によっては土木部の専門家にも来ていただいてお話できるように手配もいたしますので、少しお時間を頂戴できればと思います。ご意見はお伝えしますし、ごもっともだと思っております。

○副委員長

本日欠席されている委員からのご意見が書面で提出されておりますので、事務局の方から紹介をお願いいたします。

○事務局

委員からコメントを頂戴しておりますので紹介させていただきます。

能登半島地震を始め、近年頻発化、激甚化している風水害への対応など防災減災対策は自治体における最重要課題の一つです。自治体の防災対策においては、国、県、市町の連携を始め、自衛隊やライフライン事業者など多様な主体とともに対策を講じていく必要があります。今回、県の進める防災対策の方向性と多様な主体の役割や取り組みの明確化を目指す防災・減災推進条例の果たす役割は大きいと感じており、早期の制定を願います。

また、各主体の取り組みを災害予防、応急対応、復旧復興等のフレーズごとに定めることで、取り組むべき内容が明らかとなり、災害に強い安全で安心なまち作りに繋がると考えます。

○副委員長

いろいろと資料を拝見いたしまして、委員の皆様のご意見も踏まえまして、やはり多様な主体の役割ということで、それぞれの主体の皆様が自主的にということが非常に大切なことかなというふうに思っているところでございます。それから委員からもお話あったかなと思うんですけども、やっぱり平時にできないことっていうのは災害時にはできないというふうなことがございますので、その災害時のことを踏まえて、教育というお話も委員の方からございましたけれども、災害イメージーションをどうやって醸成しておくのかということがすごく大切なことかなというふうに思っております。

それから、条例作って終わりというのではなくて、実効性のある条例となるように、フォローアップをしていけるような体制も作っておくことが、石川県の持続可能な防災減災っていうものを推進していったら、今後起きうる災害について取り組んでいくということが非常に大切なんじゃないかなというふうに思っております。

○副委員長

他にご意見ないようですので、意見交換についてはここまでといたします。本日はいただきましたご意見を踏まえまして事務局において内容を決めていただきまして、次回条例の素案について議論したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【閉会】